

## 軽自動車税に関するお知らせ

### 軽自動車税納税証明書(継続検査用)について

軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)の運用開始により、令和5年1月から車検を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となりましたが、軽JNK Sへの納税データ登録には数日の期間を要するため、納税後すぐに車検を受ける場合は引き続き納税証明書の提示が必要となります。あらかじめ送付した納付書で納付される方は、領収書が継続検査用の納税証明書になりますので、車検証と一緒に保管し、継続検査に備えてください。

また、口座振替を利用されている方の軽自動車税は、6月1日(月)に指定の口座から引き落とされます。引き落とし結果のデータが届くまでの期間(6月1日〜4日)は、納税の確認が取れず軽自動車税納税証明書(継続検査用)の発行ができません。証明書の必要な方は、軽自動車税の引き落としされた預金通帳を記帳のうえ、税務課8番の窓口で申請してください。申請に必要なもの 軽自動車

## 市議会と意見交換を行う各種団体等を募集します

市議会では、議会基本条例に基づき、「市民に開かれた議会」、「市民参加・市民との連携」および「政策提案機能の強化・拡大」を図るため、公募により意見交換会を行う団体等を募集します。

- 対象 市内で事業活動やその他の活動を行う団体および市民グループ、市内高等学校、自治公民館等で、10名以上の参加が可能な団体
- 開催時期 令和8年7月〜8月初旬(時間は1時間30分程度)
- 開催場所 応募団体が希望する場所とし、会場は応募団体が確保してください。
- 意見交換の内容 あらかじめ提出いただいたテーマ(原則3件以内)に基づき意見交換を行い、意見交換会の結果は、議会での一般質問や委員会審査などの議会活動に生かしていくことになります。意見交換の内容が議会として対応できないものや、政策に反映できないような単なる市への苦情等を目的としたものとならないよう、テーマを設定される際は十分留意してください。

- 参加議員 全議員(11名)
- 応募方法 申込書に必要事項を記入の上、議会事務局へ提出してください。申込書は、議会事務局に備え付けていますが、市ホームページから入手できます。なお、提出はファックス、メールでも受け付けています。
- 応募締切 5月22日(金)
- その他 開催については、議会運営委員会で協議して決定します。応募されたテーマの内容、開催時期によっては、お受けできない場合や、意見交換の方法等について協議する場合があります。また、意見交換会の結果は、市議会において概要を作成し、後日市ホームページ等で公開します。
- 問合せ・申込み 議会事務局議事係 TEL76-1046・FAX72-9436  
メールアドレス giji3@city.makurazaki.lg.jp

## 令和8年度浄化槽設置整備事業補助金交付制度について

市では、市民の皆さんが生活排水対策について、積極的に協力していただくために、合併処理浄化槽の設置費用にかかる経費に対して補助金を交付しています。

美しい環境を未来に残すためにも、積極的な切り替えをお願いします。

■建物の用途 専用住宅 ※下水道区域内は対象外です。

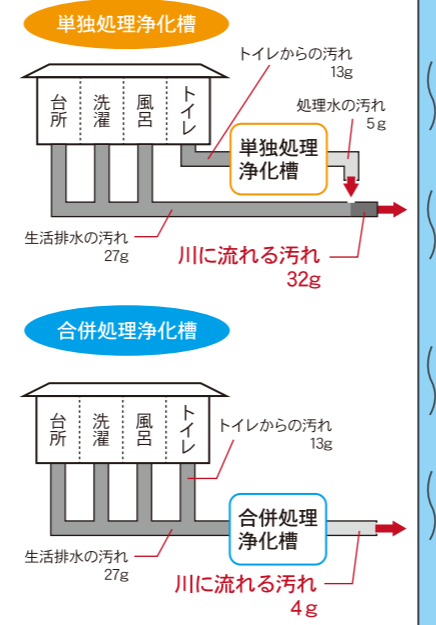
■補助金の額(上限)

	5人槽	7人槽	10人槽
浄化槽設置費(新設)	166,000円	207,000円	274,000円
浄化槽設置費(切替)	332,000円	414,000円	548,000円
単独処理浄化槽撤去に要する費用	150,000円		
汲取り槽撤去に要する費用	120,000円		
既存の単独処理浄化槽を廃止して雨水貯留槽として再利用する費用	120,000円		
単独処理浄化槽または汲取り槽からの転換に伴う宅内配管工事に要する費用	330,000円 ※建替えの場合は対象外		

- ・予算が上限に達した場合、交付を終了します。
- ・合併浄化槽から合併浄化槽へ入替の場合は補助対象外です。
- ・住宅販売を業とする方は対象外です。
- ・工事着工前に必ず申請し交付決定を受けてください。交付決定前に着工した場合、補助金は交付できません。
- ・令和9年3月上旬までに工事完了すること。

■問合せ 市民生活課環境整備係 TEL76-1097

### ●処理のイメージ

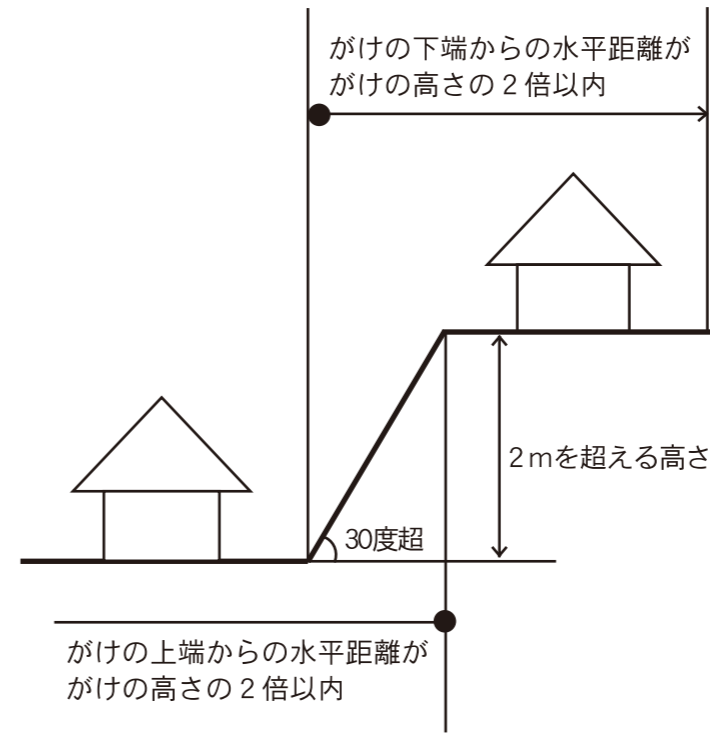


## あなたのお住まい安全ですか!?

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある土地に建っている危険住宅の安全な場所への移転を促進するため、国と県および地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設または購入する住宅に要する経費に補助金を交付します。

### ■対象

対象となるのは、原則、次のいずれかに該当する住宅(現に居住している住宅)です。  
①高さ2mを超えるがけの下端(上端からがけの高さの2倍以内)に建っている住宅  
②昭和46年8月31日以前に建築されたもの。



危険区域、または土砂災害特別警戒区域に指定された際、その区域に建っていた住宅。

### ■補助金の限度額

経費の区分	補助対象経費	補助金の限度額(1戸当たり)
除却等費	危険住宅の除却等に要する経費	97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入(これに必要な土地の取得及び敷地造成を含む)をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする)に相当する額	731万8千円 (建物:465万円 土地:206万円 造成:60万8千円)

### ■申し込みについて

申し込み後の予算措置となるため、着手には時間を要します。

■問合せ 建設課建築係  
TEL76-1219